

会社法322条4項の同意書式について

一般社団法人商業登記倶楽部
商業法人登記総合研究5人委員会
司法書士 金子登志雄

Q：ある会社を種類株式発行会社にする仕事を受託いたしました。無議決権株式（A種種類株式）の発行です。そこで、神崎・金子・鈴木共編『続・商業登記基本書式集』の利用を予定しておりますが、その第1（募集株式の発行）の4（種類株式）の臨時株主総会議事録の第1号議案（定款一部変更の件）の中に、次のような変更内容があります。

（種類株主総会）

第X条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

金子著『募集株式と種類株式の実務』117、123、166頁によりますと、上記の定めは、主語が「当社は」となっているため、既存の普通株式についても適用され、会社法322条4項により普通株主全員の同意も必要だとありました。その場合は、登記の添付書面として、別途、「普通株主全員の同意書」が必要でしょうか。

A

1．普通株主全員の同意の要否

会社法322条4項には、「ある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式について第2項の規定による定款の定め（注：上記第X条のこと）を設けようとするときは、当該種類の種類株主全員の同意を得なければならない」とあります。

当該会社は種類株式発行会社になったばかりですが、上記第X条の内容では、普通株式についても、本条が適用されます。よって、基本書式集の前提である普通株主が少数というケースでないときは、全員の同意を得ることが困難でしょうから、主語を「A種種類株主は」に変えることをお勧めいたします。

2．同意書式

問題は同意の方式です。普通株主全員から個々に同意書を集めるのが理想ですが、商業登記法46条1項に「登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意を要するときは、申請書にその同意があったことを証する書面を添付しなければならない」とありますとおり、「同意があったことを証する書面」で差支えありません。株主全員が参加して上記の定款変更を決議した株主総会議事録もこれに該当いたします。

これは、株主全員が参加した株主総会であれば招集通知期間の短縮が不問に付されること（会社法300条参照）や、組織変更に関する「総株主の同意書」（会社法776条1項）につき、株主全員参加の臨時株主総会議事録で差支えないと解されていること（法務省のHP参照）と同様です（基本書式集では、種類株式を定める定款変更に目を奪われ、上記第X条も定める場合に株主全員の出席を要するとのコメントが漏れていることに気づきました。お詫びのうえ、訂正いたします。）

しかし、最近では、法務局によっては、株主全員が参加し「満場一致をもって（定款変更に）賛成した」という株主総会議事録の記載だけでは不十分で、「かつ、（普通）株主全員が下記第X条の定款変更につき同意した」との記載を求める場合もあるようです（ブログ「司法書士のオシゴト」平成25年1月30・31日参照）。「満場一致をもって賛成した」の中に、第X条への同意を含むはずですが、この株主総会議事録は「株主総会の特別決議議案としての賛成」だけでなく、「種類株式たる普通株主全員の同意」についても兼ねた書面であることを明確にしてほしいということでしょう。したがって、今後は、登記申請の添付書面の部分にも、「会社法324条4項の同意書は株主総会議事録を援用する」と記載することが無難です。

以上